

野村USハイ・イールド・ ボンド・インカム (毎月分配型)

<公社債投資信託>

交付目論見書 2022.3.1

NOMURA U.S. HIGH YIELD BOND INCOME
ルクセンブルグ籍／契約型／追加型外国投資信託

<管理会社> グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

1991年7月8日にルクセンブルグ1915年商事会社法(改正済)に基づき設立。

ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻しを行います。

資本金375,000ユーロ(約4,894万円) 管理投資信託財産額 約1.2兆円(2021年12月末日現在)

(注)ユーロの円貨換算は、2021年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=130.51円)によります。

<投資顧問会社> ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク

ファンドに関する投資顧問・運用業務を行います。

<副投資顧問会社> 野村アセットマネジメント株式会社

ファンドに関する副投資助言業務を行います。

<保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人> ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.

ファンド資産の保管業務ならびに登録・名義書換・支払・管理事務代行、発行会社代理人および評価代理人業務を行います。

<代行協会員> 野村証券株式会社

日本における代行協会員業務を行います。

<日本における販売会社> 野村証券株式会社、FFG証券株式会社

日本におけるファンド証券の販売業務を行います。

- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。
- また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容は<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただけます。

この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この交付目論見書により行う野村USハイ・イールド・ボンド・インカムの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年11月30日に財務省関東財務局長に提出しており、2021年12月1日にその届出の効力が生じております。また、管理会社は、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2022年2月28日に財務省関東財務局長に提出しております。ファンドの受益証券(「ファンド証券」)の価格は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これら運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。

野村USハイ・イールド・ボンド・インカムは「野村USハイ・イールド・ボンド・インカム(毎月分配型)」と称することがあります。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的および投資方針

野村USハイ・イールド・ボンド・インカム(毎月分配型)(以下「ファンド」といいます。)の目的は、利息収入と投資資産の値上がりを通じて、中長期的に高い投資収益を目指す事です。

ファンドは、中長期的に高水準の利息収入(インカム・ゲイン)の確保に加え、売買益(キャピタル・ゲイン)の獲得を目指します。ファンドはその目的を達成するために、主に米ドル建ての高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)に分散投資を行います。

主な投資対象

通常の場合においては、ファンドは主に以下の債券に投資します。

- ムーディーズ社の格付けでBa1以下
- S&P社の格付けでBB+以下
- 投資顧問会社がこれらと同等であるとみなす格付けの無い債券

(これらの債券を「ハイ・イールド・ボンド」または「投資適格格付け未満の債券」という場合があります。)

発行体によってはその発行する債券に格付けを望まないことがあり、こうした格付けの無い債券も投資対象となります。ただし、投資顧問会社が、当該債券の発行体の財務状況あるいは当該債券の発行条件により、ファンドの投資目的・投資方針に適合すると判断する場合に限ります。

ファンドは、一時的な防衛手段としてあるいはハイ・イールド・ボンドへの投資に備え、現金、米国債、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、現先その他の低リスクの短期金融商品に投資することがあります。また、ファンドのキャッシュ運用のために、日本の税法上、公社債投資信託に該当する投資信託に投資することがあります。

現金の保有は、原則としてファンド資産の10%を超えないものとします。

ファンドは、いかなる種類の株式に対する投資または出資も行いません。

資産配分

通常の場合においては、ファンド資産の少なくとも80%を、米国あるいはカナダに所在するかそこで主たる事業を行っている企業により発行され、米国金融取引業規制機構(FINRA)が管理する米国の店頭債券市場等で取引されているか、米国で上場されている投資適格格付け未満の債券に投資します。

ベンチマーク

ファンドは、「ICE BofA US キャッシュ・ペイ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス」をベンチマークとします。このインデックスは米ドル建てのインデックスで投資適格格付け未満の債券をカバーするものです。ファンドは中長期的にこのベンチマーク・インデックスを上回るパフォーマンスを上げることに努めます。

ただし、ファンドの値動きは、このインデックスの値動きを必ずしも上回るものではなく、投資顧問会社は、ファンドのパフォーマンスがベンチマークの動きの一定の範囲内に収まるようにファンドを運用するものでもありません。

※ベンチマークは、ハイ・イールド・ボンド市場を含む米国の公社債市場の構成の変化や指数の改廃等によっては、(投資顧問会社のアドバイスを受け管理会社が適切と判断するときは)将来見直される場合があります。

主な投資制限

以下は、ファンドの投資制限の要点だけを述べたものです。

- 同一発行体の証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の5%までとします。
- 同一発行体の発行済債務証券への投資は、原則としてその発行済総量の10%までとします。この制限は取得時に適用されるものとし、ファンドによる追加投資以外の理由による事後の増加は25%までに留めます。
- 他の投資信託への投資は行いません(キャッシュ運用目的で投資する、日本の税法上、公社債投資信託とされるものは除きます。)
- 証券の信用取引や空売りは行いません。
- ファンドの借入れは一時的措置としてなされる場合に限り認められ、その総額は、ファンドの純資産総額の10%までとします。
- 非上場・非登録の証券*への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%までとします。
(※公認の証券取引所またはその他の規制市場で取引されていない証券をいいます。)

ファンド資産である証券に付随する引受権を行使する際は、上記の投資制限比率を遵守する必要はありません。

管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課することができます。

分配方針

原則として毎月15日(15日が評価日*でない場合はその直前の評価日。以下「分配基準日」といいます。)現在の受益者に対して、主に利息収入から分配を行う予定です。分配はファンドの利息収入および実現キャピタル・ゲイン(売買益)から行うことができますが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には、分配可能なファンドの他の資産からも分配を行うことができます。

分配後のファンドの純資産総額が、ルクセンブルグの法律に規定された投資信託の最低額(125万ユーロ)の米ドル相当額を下回る分配は行うことができません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

*評価日とは、以下のすべてが営業を行っている日です(ただし12月24日を除きます。)

・ルクセンブルグおよびニューヨークの銀行 ・ニューヨーク証券取引所 ・日本の販売会社

運用体制

管理会社は、管理会社の取締役会がファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、ファンド資産の運用を投資顧問会社であるノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク(NCRAM社)に委託しており、NCRAM社はその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。

投資顧問会社は、米国の登録投資顧問会社であり、19名の投資専門家がハイ・イールド債及びその他の低格付け資産の運用を専門に行っています。2021年9月末日現在、投資顧問会社は約318億米ドルの運用資産を有し、そのうちハイ・イールド債の運用資産は約314億米ドル、エマージング債の運用資産は約3億米ドル、レバレッジド・ローンの運用資産が約6,657万米ドルとなっています。

投資顧問会社は、投資妙味のある企業を発掘するために、徹底した調査によるボトム・アップ・アプローチに重点を置いています。また、企業の業績内容とキャッシュ・フローを生み出す能力に焦点をあてて信用分析を行います。投資顧問会社は投資先を継続的にモニターし、状況に応じてポートフォリオを修正します。

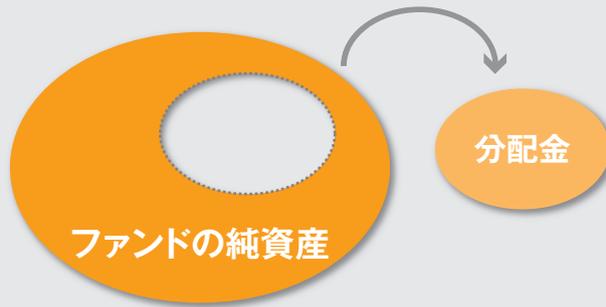
投資顧問会社の投資に関する意思決定は、投資専門家全員の共同作業によって行われます。投資方針に基づいた運用は、投資責任者およびポートフォリオ運用グループによって構築され、投資専門家全員の間での日々の情報交換を通じて実行されます。社内ルールでは、投資が行われる前に、リサーチ・アナリスト及びポートフォリオ・マネージャーが投資に関して合意する必要があり、若手アナリストから投資責任者までの投資専門家全員は、投資アイデアに関する見解を表明することが求められます。この社内ルールにより、企業分析は投資顧問会社の意思決定に重要な位置を占めることとなります。

(この情報は2021年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。)

分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

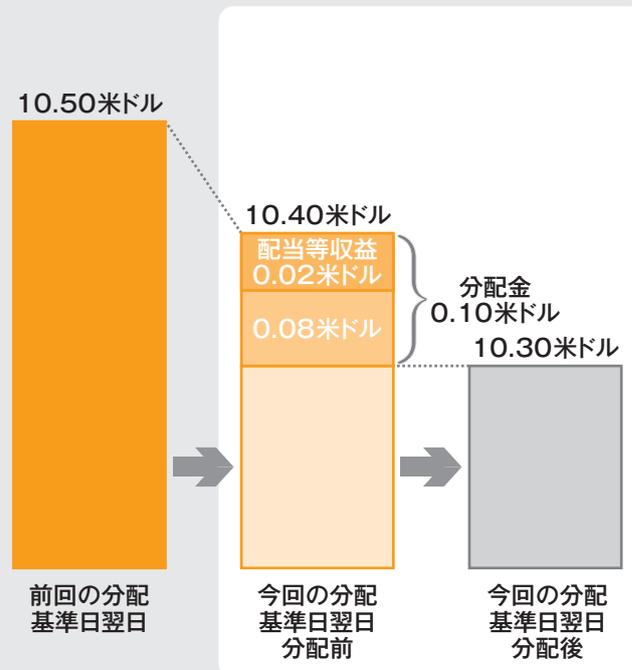
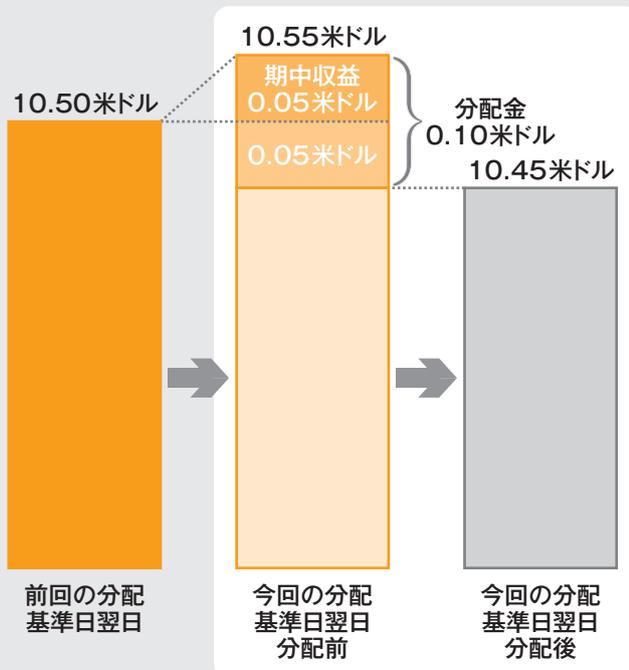


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益(インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン)を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係(イメージ)

(前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合)

(前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合)



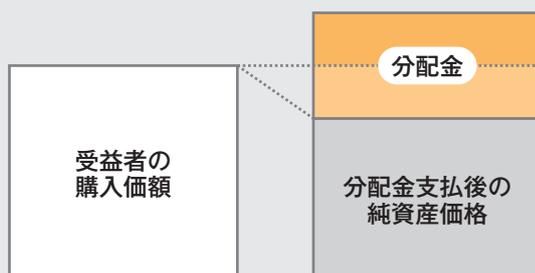
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※分配金に対する課税については、「手続き・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

投資リスク

ファンドは投資元本が保証されているものではなく、ファンド証券1口当り純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの信託財産に生じた損益は全て受益者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

主なリスク要因

主なリスクとしては、以下のものがありますが、これらに限定されるものではありません。

ハイ・イールド・ボンドへの投資のリスク

ハイ・イールド・ボンドは、発行体による元利金の支払い能力に関して、投機的であると一般的にみなされている債券です。そうした債券への投資には大きなリスクがあります。ハイ・イールド・ボンドの発行体の中には負債比率が高く、ハイ・イールド・ボンド発行以外の伝統的な資金調達手段を使用することができない場合もあります。経済の悪化により発行体の財務状況が悪化し、その発行した債券の市場価格が下落する場合があります。発行体特有の事情や、今後のビジネスに対応する能力の欠如、追加資金の調達能力不足などの理由から、発行体の元利金の返済能力が悪化する可能性もあります。債券の発行体が破産した場合には、ファンドが大きな損失を被る場合もあります。

ハイ・イールド・ボンドには、発行体が満期前にその債券の償還を決定する権利を有する、早期償還のオプションが付いている場合が多々あります。そうした満期前償還が金利下降局面で実行された場合、満期前償還となった債券をその時の利回りの低い債券と入れ替えざるを得ず、ファンドの投資収益が低下する場合があります。

経済状況の悪化がハイ・イールド・ボンドに与える影響の度合は、格付けの高い債券の場合と比べて、より大きい可能性があります。経済状況の悪化や、経済の実情にかかわらず債券市場の参加者の景況判断によって、ハイ・イールド・ボンド市場の流動性が低下し、またその市場価格が下落するケースも考えられます。さらにファンドが売却注文に対応するために、また、発行体の信用度の悪化などの特別な経済的事象に対処するために、ポートフォリオに組入れられている債券を売却しようとしても、意図したとおりの売却ができない事があります。

金利リスク

債券は一般的に金利水準の変化によってその価格が変動し、また個別の発行体や債券に影響を及ぼすその他の要因によって価格が変動します。一般に、金利が上昇すると債券の価格は下落します。期間が長い債券は、短い債券に比べると金利変動による価格変動がより大きくなります。

日本円からの投資に伴う通貨リスク

ファンドの純資産価格は米ドルで計算されます。ファンドは、主に米ドル建ての資産に為替ヘッジなしで投資を行います。したがって、例えば当初日本円で投資した投資家の場合は、ファンドの純資産価格を日本円に換算する際に、為替市場の変動すなわち日本円／米ドルの為替水準の影響を受けることとなります。

グローバル投資のリスク

ファンドは、米国以外の国の発行体の米ドル建て債券にも投資します。その場合、米国とは異なる法律や投資制限、米国の発行体には通常適用されない為替規制などの影響を受ける可能性があります。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

リスクに対する管理体制

リスク管理は、ポートフォリオ構築プロセスにおいてとても重要であり、個別銘柄とポートフォリオ全体の2つの側面から行われます。

一つめは、クレジット調査と銘柄選択プロセスを通じたリスク管理です。投資顧問会社は、ビジネス・リスク、財務リスク、契約リスクについて調査することで、銘柄の信用リスクを評価します。ポートフォリオの各投資銘柄のファンダメンタルズに変化がないか、日々モニターしています。また、価格動向や資本構成の変化にも着目します。期待されるリターンがリスクに見合わない判断した場合は、その銘柄を売却することで、適切なリスク水準となるよう調整します。

二つめは、ポートフォリオの分散投資によるリスク管理です。ポートフォリオ全体に関しては、ベータを管理することで、リスクの低減が可能になります。ポートフォリオには低格付の発行体の債券が含まれることでリスクは高まりますが、注意深く銘柄選択と投資比率の監視を行います。

多くの情報を駆使して、リスク管理を行っています。アナリストはファンダメンタルズや価格動向を日々モニターします。オペレーションやコンプライアンスの担当部署は投資ポジションを把握し、ガイドライン遵守状況をレポートします。リスク管理担当部署はベータ分析などリスク分析及びエクスポージャー管理を行います。

投資顧問会社はファンドのポートフォリオのリスク管理に努めますが、この事によりファンドの損失や運用成果がマイナスになることを必ずしも防げるわけではありません。

なお、この情報は2021年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2017年1月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2017年1月～2021年12月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

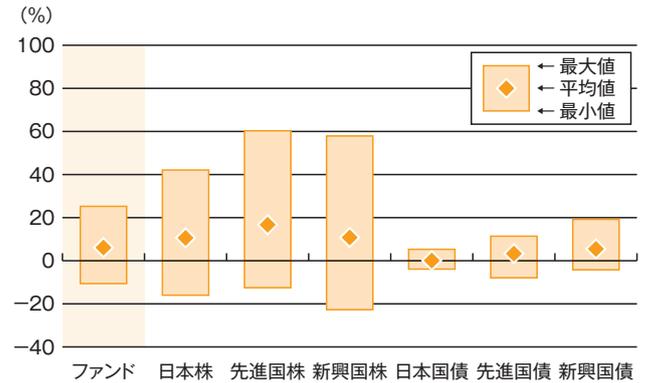
(ご注意)

- ファンドの年間騰落率は、ファンドの表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
 日本株・・・TOPIX (配当込み)
 先進国株・・・FTSE先進国株価指数 (除く日本、円ベース)
 新興国株・・・S&P新興国総合指数
 日本国債・・・ブルームバーグE1年超日本国債指数
 先進国債・・・FTSE世界国債指数 (除く日本、円ベース)
 新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数 (円ベース)
 (注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P. で円換算しています。

TOPIX (東証株価指数) は、株式会社東京証券取引所 (以下「株東京証券取引所」といいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数 (除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数 (除く日本、円ベース) および FTSE新興国市場国債指数 (円ベース) に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plc またはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLC またはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plc およびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	25.2	42.1	60.3	57.9	5.3	11.4	19.2
最小値 (%)	-10.6	-16.0	-12.5	-22.7	-3.9	-7.9	-4.2
平均値 (%)	6.1	10.6	16.7	10.8	0.1	3.3	5.5

出所: Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2017年1月～2021年12月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

運用実績

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移

純資産総額 218百万米ドル／1口当り純資産価格 8.86米ドル(2021年12月末日現在)



分配の推移

(単位:米ドル、1口当り、課税前)

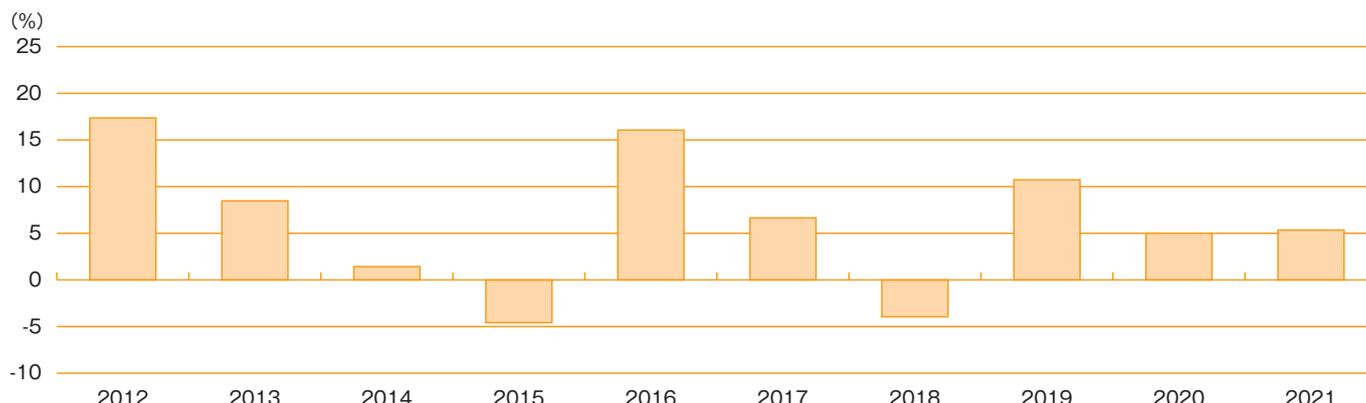
2021年8月	0.034
2021年9月	0.033
2021年10月	0.034
2021年11月	0.034
2021年12月	0.033
直近1年累計	0.410
設定来累計	10.125

投資有価証券の主要銘柄 (2021年9月末日現在)

順位	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	投資比率 (%)
1	CARNIVAL CORP	固定利付債	5.750	2027年3月1日	1.02
2	FORD MOTOR CO	固定利付債	9.000	2025年4月22日	0.67
3	GLOBAL AIRCRAFT LEASING	その他の債券	7.250	2024年9月15日	0.66
4	DCP MIDSTREAM OPERATING	固定利付債	5.125	2029年5月15日	0.53
5	SWITCH LTD	固定利付債	3.750	2028年9月15日	0.50
6	AUSTIN BIDCO	固定利付債	7.125	2028年12月15日	0.48
7	NAVIENT CORP	固定利付債	5.875	2024年10月25日	0.48
8	BWAY HOLDING CO	固定利付債	7.250	2025年4月15日	0.47
9	GRANITE US HOLDINGS	固定利付債	11.000	2027年10月1日	0.47
10	ALTICE FRANCE	固定利付債	10.500	2027年5月15日	0.40

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

収益率の推移 (暦年ベース)



(注)収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配額の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
運用実績等については別途月次レポート等が作成されている場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

手続き・手数料等

お申込みメモ

購入単位	500口以上1口単位
購入価額	各申込後最初に計算される1口当りの純資産価格
購入代金	<p>約定日(販売会社が購入注文の成立を確認した日。通常申込みの翌営業日)から起算して4営業日目までに、申込金額(購入口数×購入価額)と購入時手数料をお支払いください。</p> <p>※日本円の場合、米ドルとの換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また米ドルでお支払いいただくことも出来ます。詳細は販売会社にお問い合わせください。</p>
換金(買戻し)単位	1口以上1口単位
換金(買戻し)価額	各申込後最初に計算される1口当りの純資産価格
換金(買戻し)代金	<p>約定日(販売会社が換金(買戻し)注文の成立を確認した日。通常申込みの翌営業日)から起算して4営業日目から、換金(買戻し)代金をお支払いします。</p> <p>※日本円の場合、米ドルとの換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、米ドルでお受け取りいただくことも出来ます。詳細は販売会社にお問い合わせください。</p>
申込締切時間	販売会社にお問い合わせください。申込締切時間までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。
購入の申込期間	<p>2021年12月1日～2022年11月30日 (期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)</p> <p>※この期間中の評価日に取扱います。 評価日とは、以下のすべてが営業を行っている日です(ただし12月24日を除きます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ルクセンブルグおよびニューヨークの銀行 ●ニューヨーク証券取引所 ●日本の販売会社
換金(買戻し)制限	クローズド期間、大口解約の制限等はありません。なお、評価日に換金(買戻し)申込みの取扱いをします。
購入・換金(買戻し)申込受付の中止及び取消し	<p>管理会社は、以下の場合において、純資産価格の決定を一時的に停止、ファンド証券の販売および買戻しを一時的に停止することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ファンド資産のかなりの部分について、その評価のベースとなる一つもしくは複数の証券取引所もしくは市場、または、その表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が、通常の休日以外の日に閉鎖されたり取引が制限もしくは停止された場合。 ② 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨・金融上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンド資産の売却が正当にまたは正常に実行できない場合。 ③ ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が規定されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。 ④ 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。 <p>管理会社および販売会社はファンド証券の購入の注文がマーケット・タイミング(不公正な裁定取引)であるとの疑義が生じた場合は、当該購入の注文を受付けない場合があります。</p>
信託期間	2003年12月22日～2029年5月31日
繰上償還	<p>ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも信託期間の終了前に償還することも、また信託期間を延長することもできます。さらに、ファンドはルクセンブルグの法律により定められた強制清算の場合、償還します。</p> <p>なお受益者への償還金のお支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続き等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。</p>

約款の変更	<p>管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができます。</p> <p>管理会社は、約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならず、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。詳細は請求目論見書でご参照いただけます。</p>
決算日	毎年5月31日
収益分配	原則として毎月15日(評価日でない場合はその直前の評価日)現在の受益者に分配を行う予定です。
運用報告書	ファンドの計算期間の終了(毎年5月31日)およびファンドの運用の終了後に、期間中の運用経過および、ファンドが保有する資産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は外国公社債投資信託として取り扱われます。
その他	ご投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要です。その他の詳細は請求目論見書でご参照いただけます。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	申込金額の3.30%(税込)以内 購入時手数料は、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社にお支払い頂きます。
換金(買戻し)手数料	かかりません
信託財産留保額	かかりません

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(管理報酬等)
純資産総額に対し年率1.60%
信託財産に日々費用計上され、ファンドの純資産価格に反映されます。なお、四半期ごとに信託財産中から支払われます。支払先の内訳は以下のとおりです。

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率
管理報酬	管理会社	ファンドの投資運用業務、管理事務の監督およびモニタリング、およびファンドの信託期間中の管理全般に関する業務	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.03%
投資顧問報酬	投資顧問会社	ファンドに関する投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.96% (副投資顧問報酬を含みます。)
保管報酬	保管受託銀行	ファンド資産である金融商品およびその他資産の保管業務、ならびにこれらに付随する業務	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.07%
管理事務代行報酬	管理事務代行会社	ファンドの純資産価格の計算業務、受益者名簿の管理、ファンドの購入・換金(買戻し)等受け業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.04%
代行協会員報酬	代行協会員	ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書および運用報告書等の販売会社への送付、ならびにこれらに付随する業務	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.10%
販売会社報酬	販売会社	受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.40%

その他の費用・手数料
目論見書、運用報告書、通知の作成・印刷費用、弁護士費用(ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価)、監査費用(ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価)、登録費用、銀行手数料、ファンド資産および収益に課せられる税金等
上記の費用・手数料は、ファンドから実費として支払われ、間接的にご負担いただきます。
なお、一部の費用等が実費となる場合がある他に、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することはできません。

*上記手数料等は、ファンドの保有期間等に応じて異なるため、これらを合計した料率、合計額または上限額等を表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および住民税	利子所得として課税：分配金に対して20.315%
買戻し請求等による譲渡時および償還時	所得税および住民税	譲渡所得として課税：譲渡益に対して20.315% ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、譲渡損益と同じ扱いとなります。

- 上記は2022年2月28日現在のものです。なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。
- 購入価額を下回る部分からの分配についても課税対象となります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

このページは、野村証券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

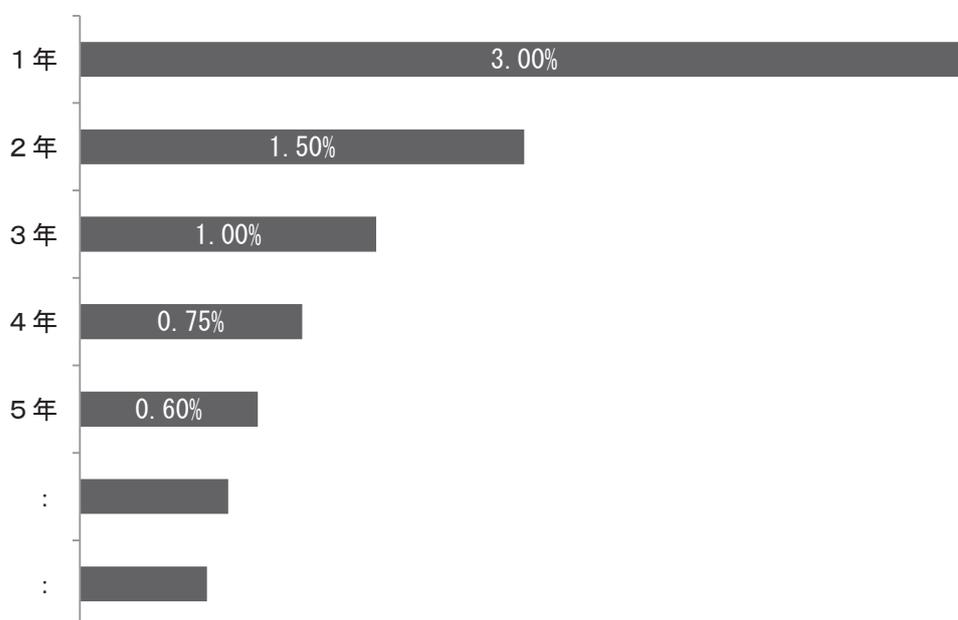
投資信託の購入時手数料に関するご説明

■ 投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。購入時手数料には別途消費税がかかります。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

このページは、野村証券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

「野村USハイ・イールド・ボンド・インカム」の 購入時手数料および申込締切時間について

野村証券株式会社における購入時手数料は、以下のとおりです。

購入口数	購入時手数料
500 口以上 80,000 口未満	申込金額の 2.20% (税込)
80,000 口以上	申込金額の 1.10% (税込)

購入時手数料は、申込金額（購入口数×購入価額）に、手数料率を乗じて次のように計算します。

$$\text{購入時手数料} = \text{購入口数} \times \text{購入価額} \times \text{手数料率}$$

例えば、購入価額 10 米ドルの時に 500 口購入いただく場合は、
購入時手数料 = 500 口 × 10 米ドル × 2.20% = 110 米ドル
となり、合計 5,110 米ドルお支払いいただくこととなります。

(注) 購入口数によって手数料率が異なります。

野村証券株式会社における申込締切時間は午後 3 時です。

詳しくは野村証券窓口にお問い合わせください。

【金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項】

ファンドは、主に外貨建て債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や為替変動、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、純資産価格(米ドル建て)が下落し、損失を被ることがあります。

また、純資産価格が米ドル建てで表示されますので、米ドル建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは損失を被ることがあります。

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部(前受金等)をお預かりした上で、お受けいたします。
- 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ご注文されたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-13-1
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2001年5月

○お問い合わせ先

お取引のある本支店又は下記連絡先までお問合せください。

〔<総合ダイヤル> 0570-077-000 ※平日 8:40～19:00、土日 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)〕

ご意見や苦情につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

〔<お客様相談室> 0120-56-8604 ※平日 9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)〕

○指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。(ADR機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください)

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
0120-64-5005 ※平日 9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始を除く) 〕

注) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

上記連絡先をご利用の際には、電話番号をお間違えのないようご注意ください。



40210381